

2026年度大洲市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

大洲市は南予の最北部に位置し、標高300mを越える山間地域から、伊予灘を望む海岸地域まで、気象条件の特徴を活かした多種多様な農業が営まれている。

主要な作物は、伊予灘沿岸では柑橘・キウイフルーツ、肱川流域では平坦部で水稲・野菜、中山間部で粟・キウイフルーツ・椎茸等の栽培が盛んである。

全耕地面積2,640haに対し、水田（かんがい施設を有する耕地）面積は903ha、その内の主食用水稲作付面積は、477haで、水田全体の52.8%となっており、その多くが小規模農家で構成され、農家一戸当たりの水田面積は50a程度と狭い。

主食用水稲に代わる転換作物として、肱川流域の平坦部でさといも・すいか・なす・はくさい等の露地栽培や、いちご・きゅうり・トマト等のハウス栽培に取り組む農家が多く、一部では、麦・大豆の生産を大規模に取り組む中核農家も見られ、平成23年度からは、飼料用米の作付けに取り組む農家も現れている。これに対し、中山間部で農業従事者の高齢化や鳥獣被害の深刻化が進行し、現状のままでは、営農継続が困難な状況となっており、水稲をあきらめ、果樹や植林に転向する農家も見られる。

また、当地域全体としても、農業者の担い手不足・高齢化は否めず、農業生産力の減退を危惧しており、若い担い手の確保と土地利用集積が課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

大洲市の農業は、水稲・野菜・果樹と多彩であり、営農類型も多種多様となっている。水田では、転作作物として中核農家を中心に飼料用米の生産が拡大し、水田活用の直接支払交付金を活用して所得向上を図っている。また、裏作としてはだか麦の生産にも取り組んでおり、水田のフル活用、農地の団地化等に大きな役割を果たしている。平坦部では、すいか・はくさい・トマト・きゅうり等の大量ロット生産・出荷体制が整備されており、市場ニーズに対応している。山間部では、愛媛県特別栽培農産物（エコ米）の生産によりブランド化を図っている地域もみられるなかで、水稲から粟への転換も進んでおり、大洲市の粟の生産量は県内2位となっている。海岸部では、柑橘・キウイフルーツの生産が盛んで、平成25年度にキウイフルーツ選果場が新設され、大量ロット生産に向けた体制が整い、キウイフルーツの生産量は県内2位となっている。

農業者の所得向上の取組として、飼料用米は交付金の活用と低コスト生産技術の導入、また裏作の麦生産による水田のフル活用を図ることとし、野菜については、全農えひめが整備する野菜広域選果場で選果することで、物流体制の効率化、出荷規格・資材の統一によりロットを確保し、有利販売につながる愛媛県産ブランドの確立を目指す。

また、高齢・小規模経営の農業者については、作物を通年出荷できるよう農地を有効活用し、産直市等に出荷して収益を確保する。さらに、JAのSNS等を活用した消費者PR活動を推進し、大洲市の農産物の消費拡大を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

大洲市内には県下最大の一級河川「肱川」が流れており、水源に恵まれた地域条件を生かした農業が営まれている一方で、洪水による氾濫で農業生産に多大な被害をもたらしている。現在、平成30年7月豪雨時と同規模洪水を越水させないため、河川の堤防工事が

令和6年5月末に工事が完了した。

堤防工事が完了し、水害に悩まされない環境が整備され、転換作物として定着している施設園芸や高収益作物を積極的に導入する農業者も増えることが予想される。また、農業従事者の高齢化による担い手不足対策として、JA出資法人が運営する就農支援施設の活用により、担い手・労働力の確保を図る。

ブロックローテーションの構築については、地域や農業者自体の理解を得ることが難しい状況となっている。その要因として、当市は肱川の氾濫により、平野部を中心に被害が多発する地帯であり、転換作物として野菜を生産する農業者の経営に大きな打撃を与えている。このような環境下では、新規に野菜生産に取り組む農業者は少なく、また、水はけの悪いほ場が多いため、麦・大豆等の転換作物の作付けにも適していない。

さらに、JA等において、すいか・はくさい・トマト・きゅうり等の大量ロット生産・出荷体制が整備されているが、主に産直市等に野菜を出荷し、施設や機械を所有していない小規模な農業者が多いことが挙げられる。

なお、畑地化の取組状況については、令和8年度において、農業者に対して畑作物が定着している農地を中心に畑地化に向けた意向確認を実施する。

4 作物ごとの取組方針等

市内の903haの水田について、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、農作物生産の維持・拡大を図る。

「安全・安心」な農作物の生産に向け、減農薬減化学肥料栽培に取り組むと共に、市場出荷のみでなく、直売所等を活用した地産地消の取組も推進する。

また、担い手の確保とその担い手への農地集積・集約化を推進するため、地域計画への情報提供を図る。

(1) 主食用米

売れる米づくりを一層推進することにより、競争力のある産地を形成する。そして、前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、主食用米の生産に取り組む。

また、農業所得の向上・安定を図るため、疎植栽培・スマート農業の導入等による省力化・低コスト化を目指すとともに、一等米比率の向上に向けた取組として、生産体制の整備・改善を進める。

さらに、新品種・良食味米の導入に向けた試験栽培を積極的に実施し、産地適正の見極めを行いながら、普及・拡大を図る。

こうした中、令和元年度、2年度及び4～7年度において愛媛県が特Aを獲得した高温耐性品種「にこまる」については、今後もより一層の生産拡大を図る。

近年の地球温暖化に伴う夏季の記録的な高温は、水稻の登熟障害を引き起こし、白未熟粒の発生による一等米比率の低下を招き、農業所得が減少している。気候変動に適應するため、令和9年度から現行の「あきたこまち」から高温耐性品種「にじのきらめき」への転換を推進し、米の品質安定化と農家経営の安定を図る。

生産条件の不利な地域においては、棚田を活用した「安全・安心」な愛媛県特別栽培農産物（エコ米）の推進により、ブランド化を図る。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、飼料用米を転換作物の推進作物に位置付けるとともに、多収品種での栽培を推進し、収量を上げることで所得の向上及び生産拡大を図る。

イ 米粉用米

需要に応じて主食用米からの転換を進めるとともに、産地交付金を有効活用しつつ、多収品種での取組により、地元の実需者等の結びつきを探りながら推進を図る。

(3) 麦、大豆、飼料作物

中核農家を中心に、高性能の農業機械導入により、生産性を高めると同時に省力化を図る。また、より一層の農地集積を推進し、作業効率を高め、実需者ニーズに対応した麦・大豆の生産拡大に取り組む。

はだか麦については、県が推奨するハルヒメボシへの作付転換が完了したため、今後は品質や収量を上げることで生産拡大を図る。

大豆については、フクユタカを中心に生産拡大を図り、大豆と麦を組み合わせた作付体系を推進する。

飼料作物については、十数件の畜産農家が自給飼料の生産に取り組んでおり、二期に飼料作物を作付けするなどの水田フル活用を進める。

(4) そば、なたね

県内の実需者との連携により、畑地を中心に、たばこ廃作跡地等を活用し、麦とそばを組み合わせた作付体系を推進しながら、生産性の向上を図るとともに、水田においても、需要に応じて変動する米価格に合わせて主食用米からの転換を進める。

(5) 高収益作物

ア 野菜

別紙高収益作物に掲げる野菜を転換作物の推進作物と位置付ける。特に、いちご、かぼちゃ、きゅうり、さといも、すいか、トマト、なす、はくさいの8品目を、愛媛県下の主要産地として地域振興作物に位置付け、かぼちゃ、さといも、すいか、なす、はくさいについては露地栽培、いちご、きゅうり、トマトについては施設栽培を中心として作付拡大を図る。

具体的には、いちご、かぼちゃ、きゅうり、すいか、トマト、なす、はくさいについて、野菜価格安定制度の活用による生産拡大や、愛媛県特別栽培農産物等の減農薬栽培に取り組む。さらに、農業団体等の生産組織において試験・研究を重ね、生産拡大や低コスト・省力化生産を図る。

また、さといもについては、本市において古来より「いもたき」の材料として親しまれてきたが、地域特産品として積極的にPR活動を行いながら生産拡大に繋げる。

このような戦略的な取組により、意欲ある担い手農業者を中心に、これらの作物を地域特産品として産地形成を図りながら、「安全・安心」な農作物の提供に努める。

なお、この8品目以外の作物についても、転換作物として幅広く推進するとともに、畑作物が定着している農地については積極的に畑地化を推進する。

イ 花き・花木

デルフィニウム等を市場向けに出荷する生産者や花き・花木を直売所等に出荷する生産者を対象に、転換作物として引き続き推進する。

ウ 果樹

特に伊予灘沿岸では柑橘及びキウイフルーツ、内陸部ではくり及びキウイフルーツへの作付転換を推進する。

エ 工芸作物

ミシマサイコ等の契約栽培による薬草類や葉たばこについて転換作物として、引き続き推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ **8 産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	475.9	0.0	475.9	0.0	481.2	0.0
飼料用米	70.1	0.0	71.1	0.0	73.5	0.0
米粉用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
麦	20.4	19.7	21.4	20.6	23.9	22.0
大豆	0.1	0.0	0.2	0.0	0.9	0.0
飼料作物	20.3	4.3	21.4	4.5	10.6	4.0
・子実用とうもろこし	8.9	0.0	8.9	0.0	0.0	0.0
そば	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高収益作物	24.5	0.0	24.1	0.0	19.5	0.0
・野菜	22.7	0.0	22.3	0.0	17.6	0.0
・花き・花木	0.1	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0
・果樹	0.8	0.0	0.8	0.0	1.0	0.0
・その他の高収益作物	0.9	0.0	0.9	0.0	0.7	0.0
畑地化	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	3.9

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	野菜、花き・花木	野菜、花き・花木生産 助成	作付面積	（令和7年度） 22.7ha	（令和8年度） 17.8ha
2	果樹、工芸作物	果樹、工芸作物生産助 成	作付面積	（令和7年度） 1.6ha	（令和8年度） 1.7ha
3	かぼちゃ、きゅうり、さ といも、すいか、トマト、な す、はくさい	地域振興作物生産助成	作付面積	（令和7年度） 16.0ha	（令和8年度） 13.8ha
4	飼料用米（多収品種）	飼料用米大規模生産助 成	作付面積（2ha以上作付）	（令和7年度） 68.4ha	（令和8年度） 71.7ha
			1農業者当たりの作付面積	（令和7年度） 6.2ha	（令和8年度） 5.9ha
5	飼料用米（稲わら）	耕畜連携（わら利用）助 成	稲わら利用面積	（令和7年度） 32.8ha	（令和8年度） 36.8ha
			普及率	（令和7年度） 46.9%	（令和8年度） 50.0%
6	麦、飼料作物（二毛作）	戦略作物二毛作助成	作付面積	（令和7年度） 23.7ha	（令和8年度） 26.1ha
			普及率	（令和7年度） 4.6%	（令和8年度） 5.0%

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要
 都道府県名:愛媛県
 協議会名:大洲市農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	野菜、花き・花木生産助成	1	8,000	別紙のとおり	作付面積に応じて支援 花木については、植栽してから4年が限度
2	果樹、工芸作物生産助成	1	4,000	別紙のとおり	作付面積に応じて支援 果樹については、植栽してから4年が限度
3	地域振興作物生産助成	1	10,000	かぼちゃ、きゅうり、さといも、すいか、 トマト、なす、はくさい(基幹作)	作付面積に応じて支援
4	飼料用米大規模生産助成	1	7,000	飼料用米(多収品種)	作付面積に応じて支援。ただし、作付面積が2ha以上
5	耕畜連携(わら利用)助成	3	8,000	飼料用米(稲わら)	作付面積に応じて支援 稲わらの提供を行う者が、供給する相手方と3年以上の期間で「利用供給協定」を締結すること
6	戦略作物二毛作助成	2	11,000	麦、飼料作物(二毛作)	作付面積に応じて支援 主食用米若しくは飼料用米と対象作物又は対象作物同士の組合せによる二毛作であること

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙)

高収益作物

作物名	交付単価 (10a当たり)
<p>野菜、花き・花木</p> <p>○ 野菜 アスパラガス、いんげん、うり、えだまめ、えんどう、オクラ、かぶ、かぼちゃ、からしな、カリフラワー、キャベツ、きゅうり、クウシンサイ、ケール、ごぼう、こまつな、さつまいも、さといも、しいたけ、しそ、ジャガイモ、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、ズッキーニ、セロリ、そらまめ、だいこん、たかな、たまねぎ、チンゲンサイ、ツルムラサキ、とうがらし、トマト、トレビス、苗(野菜)、なす、にがうり、にら、にんじん、にんにく、ねぎ、はくさい、バジル、パセリ、パプリカ、ピーマン、ブロッコリー、ほうれんそう、ミョウガ、メロン、やまいも、ラディッキオ、レタス、れんこん、ロマネスコ</p> <p>○ 花き・花木類 オーニソガラム、オリエンタルユリ、キク、サカキ、シキミ、シンテップウユリ、スターチス、ストック、チューリップ、ツツジ、デルフィニウム、トルコギキョウ、苗木(花き、花木)、ハギ、バラ、パンジー、ヒマワリ、フジ、ペチュニア、マーガレット、ユーカリ、リキュウソウ</p>	8,000円 (上限:10,000円)
<p>果樹、工芸作物</p> <p>○ 果樹 いちじく、うめ、かき、キウイフルーツ、くり、すもも、なし、はっさく、びわ、ぶどう、ブルーベリー、みかん、もも、ゆず、りんご、レモン</p> <p>○ 工芸作物 葉たばこ、薬草</p>	4,000円 (上限:5,000円)

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

大洲市農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
大洲市農業再生協議会	13,553,000	13,553,000	13,529,100

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

13,553,000円

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位) ※3											所要額 ①×② (円)										
				戦略作物						高収益作物				その他		合計 ② ※5									
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米	前期開始用米	そば	なたね				地方推進作物	野菜	花き・花木	果樹	その他の 高収益作物				
1	野菜、花き・花木生産助成	1	8,000												2,186	7							2,193	1,754,400	
2	果樹、工芸作物生産助成	1	4,000																			80	85	165	66,000
3	地域振興作物生産助成	1	10,000												1,568									1,568	1,568,000
4	飼料用米大規模生産助成	1	7,000							6,931														6,931	4,851,700
5	耕畜連携(わら利用)助成	3	8,000							3,281														3,281	2,624,800
6	戦略作物二毛作助成	2	11,000	1,973	449																			2,422	2,664,200
			実面積																					9,289	※6
			合計(二毛作) ※4																						13,529,100

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」, 耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作物を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作物を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途については、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)」欄は、基幹作物を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)」の「実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作物、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

①整理番号4→5→6→1→3→2の順に個票の上限単価の範囲で充当する。追加配分額又は充当した後の残余额で、充当できない整理番号は飛ばして充当を行う。
上限まで充当してもなお残余がある場合は、①の順に上限の1.2倍まで追加助成を行う。調整後の単価は100円単位とする。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

所要額が、配分枠を超えた場合は整理番号3の単価を100円単位で下限8,000円までの範囲で減額して配分額となるように調整する。整理番号3を減額しても所要額が配分枠を超えた場合は、整理番号4の単価を100円単位で下限5,000円までの範囲で減額して配分額となるように調整する。
整理番号3及び4を下限まで減額してもなお配分枠を超過する場合は、整理番号3及び4を一律に減額して調整する。

6. 高収益作物について

葉たばこ、薬草(ミシマサイコ)

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き、花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

作物別試算表(10a)

No.	作目名	生産量 (kg)	単価 (円)	粗収入 (円)	経営費 (円)	所得 (円)	所得 率	日数	時間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
1	水稻(早期)コシヒカリ	550	153	84,150	47,000	37,150	44%	4.8	38.0	0.0	0.0	0.0	2.0	8.0	8.0	8.0	10.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2	水稻(早期)その他	550	145	79,750	47,000	32,750	41%	4.8	38.0	0.0	0.0	0.0	2.0	8.0	8.0	8.0	10.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	水稻(普通期)	550	145	79,750	47,000	32,750	41%	5.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	8.0	8.0	8.0	8.0	6.0	0.0	0.0	0.0
4	葉たばこ	275	1,900	522,500	200,000	322,500	62%	32.9	263.0	9.0	23.0	35.0	17.0	24.0	42.0	48.0	32.0	15.0	8.0	8.0	5.0	5.0
5	葉草(ミシマサイコ)	50	6,500	325,000	80,000	245,000	75%	27.5	220.0	26.0	10.0	8.0	26.0	28.0	28.0	28.0	8.0	8.0	8.0	16.0	8.0	26.0

県大洲指導班調べ

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	大洲市農業再生協議会			整理番号	1	
用途名	野菜、花き・花木生産助成					
対象作物	野菜、花き・花木(別紙のとおり)					
単 価	8,000円/10a(上限10,000円/10a)					
課 題	<p>愛媛県内有数の野菜、花き・花木の産地である大洲市においても、小規模経営の農業者がその大半を占め、その農業者も高齢化が進んでいることから、生産量が伸び悩んでいる。 また、平成30年7月豪雨により、野菜、花き・花木の大洲市における主要産地である平野部において甚大な被害が発生した。 その対策として高齢者も小規模な農地を有効活用できるよう通年出荷ができ、また高値で売れる珍しい品種等の多品目を栽培し、産直市などを中心に出荷することで収益を確保している。 そのため、今後も需要があり、高収益が見込まれるこの対象作物の栽培経費の一部を支援することにより、栽培面積を拡大し生産量を増加させるとともに、農業者の所得向上を目指す。 なお、畑作物が定着している農地については、畑地化に向けた意向確認を実施し、円滑な移行に向けて推進を図る。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積	目標	22.7ha	20.9ha	18.1ha	17.8ha
		実績	21.3ha	18.5ha	22.7ha	-
内 容	対象作物を販売目的で作付した場合、作付面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	<p>○対象者 ・大洲市に住所を有する経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農</p> <p>○対象水田 ・大洲市に所在する経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ・主食用米の作付けが無い水田</p> <p>○対象作物 ・別紙のとおり(基幹作物)</p> <p>○その他 ・令和8年度内に収穫を行ったこと又は行うことを確認できる作物 ・花木については、交付期間を植栽してから4年を限度とし、令和8年度に当該品目を新植する、若しくは令和5年度以降に助成対象となった水田とする。</p>					
取組の 確認方法	<p>○対象者 ・対象作物の作付け、販売状況が分かる書類等</p> <p>○対象水田 ・水田台帳等との照合</p> <p>○対象作物、その他 ・現地確認又は作業日誌等 ・出荷・販売契約書又は出荷・販売伝票の写し ・作業受託の場合は、農作業受委託契約書の写し ・花木については、肥培管理等を作業日誌で確認</p>					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	<p>・整理番号3と重複して助成 ・支援年限は設定していない</p>					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	大洲市農業再生協議会		整理番号	2		
用途名	果樹、工芸作物生産助成					
対象作物	果樹、工芸作物(別紙のとおり)					
単 価	2 果樹、工芸作物(葉たばこ、薬草(ミシマサイコ)):4,000円/10a(上限5,000円/10a)					
課 題	<p>愛媛県内有数の果樹、工芸作物の産地である大洲市においても、小規模経営の農業者がその大半を占め、その農業者も高齢化が進んでいることから、生産量が伸び悩んでいる。</p> <p>また、平成30年7月豪雨により、果樹、工芸作物が作付されている農地において甚大な被害が発生した。</p> <p>その対策として高齢者も小規模な農地を有効活用できるよう通年出荷ができ、また高値で売れる珍しい品種等の多品目を栽培し、産直市などを中心に出荷することで収益を確保している。</p> <p>そのため、今後も需要があり、高収益が見込まれるこの対象作物の栽培経費の一部を支援することにより、栽培面積を拡大し生産量を増加させるとともに、農業者の所得向上を目指す。</p> <p>なお、畑作物が定着している農地については、畑地化に向けた意向確認を実施し、円滑な移行に向けて推進を図る。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積	目標	2.0ha	1.7ha	1.7ha	1.7ha
実績		1.7ha	1.7ha	1.6ha	-	
内 容	対象作物を販売目的で作付した場合、作付面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大洲市に住所を有する経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 <p>○対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大洲市に所在する経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ・主食用米の作付けが無い水田 <p>○対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙のとおり(基幹作物) <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度内に収穫を行ったこと又は行うことを確認できる作物 ・果樹については、交付期間を植栽してから4年を限度とし、令和8年度に当該品目を新植する、若しくは令和5年度以降に助成対象となった水田とする。 					
取組の確認方法	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の作付け、販売状況が分かる書類等 <p>○対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳等との照合 <p>○対象作物、その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認又は作業日誌等 ・出荷・販売契約書又は出荷・販売伝票の写し ・作業受託の場合は、農作業受委託契約書の写し 					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計					
備考	・支援年限は設定していない					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	大洲市農業再生協議会	整理番号	3			
使途名	地域振興作物生産助成					
対象作物	かぼちゃ、きゅうり、さといも、すいか、トマト、なす、はくさい(基幹作)					
単 価	10,000円/10a(上限12,000円/10a)					
課 題	<p>大洲市は対象作物(地域振興作物)の愛媛県における主要産地であり、愛媛県内外の市場へ出荷しているが、高齢化による労働力の減少に伴う生産量の減少と市内の産直市などに出荷するより経費がかかることから、市場のニーズに応えられていない。</p> <p>また、平成30年7月豪雨により、地域振興作物の大洲市における主要産地である平野部において甚大な被害が発生した。</p> <p>対象作物は、愛媛県内外において需要のある作物であり、今後も主要産地として愛媛県内外の市場のニーズを満たす大量ロット生産・出荷体制を堅持・発展させていく必要がある。</p> <p>そのため、大きな負担となる出荷経費の一部を支援し、市場のニーズに応えらるとともに、野菜産地としてのブランドの地位が向上され、価格の高値安定化による農業者の所得向上を図る。</p> <p>なお、畑作物が定着している農地については、畑地化に向けた意向確認を実施し、円滑な移行に向けて推進を図る。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積	目標	14.9ha	16.1ha	14.1ha	13.8ha
		実績	16.5ha	14.4ha	16.0ha	-
内 容	対象作物を販売目的で作付した場合、作付面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・大洲市に住所を有する経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・大洲市に所在する経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ・主食用米の作付けが無い水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・かぼちゃ、きゅうり、さといも、すいか、トマト、なす、はくさい(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度内に収穫を行ったこと又は行うことを確認できる作物 ・二毛作を含まない 					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の作付け、販売状況が分かる書類等 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳等との照合 ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認 ・出荷・販売契約書又は出荷・販売伝票の写し ・作業受託の場合は、農作業受委託契約書の写し 					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計					
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号1と重複して助成 ・支援年限は設定していない 					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度の目標の記載は不要です。

(別紙)

高収益作物

作物名	交付単価 (10a当たり)
<p>野菜、花き・花木</p> <p>○ 野菜 アスパラガス、いんげん、うり、えだまめ、えんどう、オクラ、かぶ、かぼちゃ、からしな、カリフラワー、キャベツ、きゅうり、クウシンサイ、ケール、ごぼう、こまつな、さつまいも、さといも、しいたけ、しそ、ジャガイモ、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、ズッキーニ、セロリ、そらまめ、だいこん、たかな、たまねぎ、チンゲンサイ、ツルムラサキ、とうがらし、トマト、トレビス、苗(野菜)、なす、にがうり、にら、にんじん、にんにく、ねぎ、はくさい、バジル、パセリ、パプリカ、ピーマン、ブロッコリー、ほうれんそう、ミョウガ、メロン、やまいも、ラディッキオ、レタス、れんこん、ロマネスコ</p> <p>○ 花き・花木類 オーニソガラム、オリエンタルユリ、キク、サカキ、シキミ、シンテップウユリ、スターチス、ストック、チューリップ、ツツジ、デルフィニウム、トルコギキョウ、苗木(花き、花木)、ハギ、バラ、パンジー、ヒマワリ、フジ、ペチュニア、マーガレット、ユーカリ、リキュウソウ</p>	<p>8,000円 (上限: 10,000円)</p>
<p>果樹、工芸作物</p> <p>○ 果樹 いちじく、うめ、かき、キウイフルーツ、くり、すもも、なし、はっさく、びわ、ぶどう、ブルーベリー、みかん、もも、ゆず、りんご、レモン</p> <p>○ 工芸作物 葉たばこ、薬草</p>	<p>4,000円 (上限: 5,000円)</p>

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	大洲市農業再生協議会		整理番号	4		
使途名	飼料用米大規模生産助成					
対象作物	飼料用米(多収品種)					
単 価	7,000円/10a(上限12,000円/10a)					
課 題	愛媛県内有数の畜産の産地である大洲市において、市内の畜産農家からは、世界情勢や為替に影響を受け易い輸入飼料から安全・安心な国産飼料用米を用いた配合飼料の需要が高まっており、約200トンの追加要望があり、更なる栽培面積の拡大が望まれている。 しかしながら、大洲市においても飼料用米を栽培する農業者数の増加率は鈍化傾向にあり、劇的な栽培農業者数の増加は見込めず、限られた農業者で要望に応える栽培面積を確保するためには、1農業者当たりの栽培面積を増加させる必要がある。 そのため、大規模化に伴う農業機械の能力不足を補うための更新費や長時間稼働により通常に比べて増加する維持管理費、農地集積のための賃借料などの一部を支援し、畜産農家のニーズに応えるとともに、大規模化による農業者の収益性の向上も図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積 (2ha以上作付)	目標	(58.4ha)	62.3ha	70.7ha	71.7ha
		実績	(63.7ha)	69.7ha	68.4ha	-
	1農業者当たり の作付面積	目標	(4.2ha)	4.6ha	5.8ha	5.9ha
実績		(4.9ha)	6.3ha	6.2ha	-	
内 容	対象作物を販売目的で一定面積(合計面積2ha)以上作付した場合、作付面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大洲市に住所を有する経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ・農業経営基盤強化法に基づき利用権の設定を受けた農業者、農地中間管理事業により農地を借りた農業者、農作業受委託契約に基づき作業を行う農業者 <p>○対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大洲市に所在する経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ・主食用米の作付けが無い水田 ・対象作物の作付面積が2ha以上 <p>○対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米(基幹作) ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める多収品種(基幹作) <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める加工用米等取組計画書を地方農政局長等に提出し、当該計画書が受理されていること 					
取組の 確認方法	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の作付け、販売状況が分かる書類等 ・各筆明細書等の農地の貸借が分かる書類等 <p>○対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳等との照合 <p>○対象作物、その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認 ・種子等の購入伝票等 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める加工用米等生産集出荷数量一覧表 ・作業受託の場合は、農作業受委託契約書の写し 					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号5と重複して助成 ・支援年限は設定していない 					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	大洲市農業再生協議会		整理番号	5		
使途名	耕畜連携(わら利用)助成					
対象作物	飼料用米(稲わら)					
単 価	8,000円/10a(上限13,000円/10a)					
課 題	大洲市内の畜産農家は安全・安心な稲わらを飼料用として求めており、同じく、飼料用米栽培農家は安全・安心な鶏糞などの堆肥を肥料として求めていたため、稲わらの提供による耕畜連携を推進してきたが、令和6年度普及率(稲わらを提供している飼料用米栽培水田の面積が、飼料用米栽培水田全体の面積に占める割合)が38.6%と低調な状況にある。 今後、より一層の推進を図っていく必要があるが、畜産農家の高齢化等により、稲わらを肥料として鋤き込む農業者が多くなっていたが、飼料価格の高騰を受け、畜産農家による需要が大きく増加したため、引き続き飼料用米栽培農家の稲わらの回収・提供の取組を支援し、令和8年度普及率50%を目指す。					
目 標	稲わら利用面積	目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		実績	29.9ha	32.7ha	36.3ha	36.8ha
	普及率	目標	28.4ha	27.6ha	32.8ha	-
		実績	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
		実績	44.0%	38.6%	46.9%	-
内 容	飼料用米を販売目的で作付し、その稲わらを畜産農家に提供する取組を支援する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・大洲市に住所を有する経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・大洲市に所在する経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ・主食用米の作付けが無い水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める加工用米等取組計画書を地方農政局長等に提出し、当該計画書が受理されていること ・稲わらの提供を行う者が、供給する相手方と3年以上の期間で「利用供給協定」を締結すること(利用供給協定に含まれるべき事項は次の項のとおり) <ol style="list-style-type: none"> (1) 取組の内容 (2) 稲わらを生産する者 (3) 稲わらを収集する者 (4) 稲わらを利用する者 (5) ほ場の場所及び面積 (6)刈取り時期 (7) 利用供給協定締結期間 (8) 稲わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担) (9) その他必要な事項 ・自家利用の場合は、自家利用計画を策定すること ・そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること ・刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること ・生産性向上のための取組として多収品種を導入すること 					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の作付け、販売状況が分かる書類等 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳等との照合 ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認 ・利用供給協定又は自家利用計画等 					
成果等の確認方法	<p>支払対象面積を集計 令和7年度普及率実績の算定方法:稲わらを提供している飼料用米栽培水田の面積3,285.18a÷飼料用米栽培水田全体の面積7,008.39a=46.9%</p>					
備考	・整理番号4と重複して助成 ・支援年限は設定していない					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	大洲市農業再生協議会		整理番号	6		
用途名	戦略作物二毛作助成					
対象作物	麦、飼料作物(二毛作)					
単 価	11,000円/10a(上限15,000円/10a)					
課 題	<p>愛媛県は、はだか麦の生産量日本一であり、愛媛県を挙げて増産に力を入れている。また飼料作物も世界情勢や為替に価格が左右される輸入飼料を減らすため、自給率の向上を目指している。さらに、令和2年度から新設されたJAのライスセンターの更なる活用も図らなければならない。このため、更に二毛作を推進し、農業者の所得向上を図るとともに、水田のフル活用の点からも普及率(二毛作を行っている面積が市内全水稲作付面積に占める割合)4.8%(令和7年度)の向上を図っていく必要がある。</p> <p>なお、畑作物が定着している農地については、畑地化に向けた意向確認を実施し、円滑な移行に向けて推進を図る。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積	目標	28.7ha	29.5ha	24.9ha	26.1ha
		実績	28.3ha	23.7ha	23.7ha	-
	普及率	目標	5.2%	5.5%	4.8%	5.0%
実績		5.3%	4.5%	4.6%	-	
内 容	対象作物を販売目的(飼料作物は自家消費も含む)で二毛作した場合、作付面積に応じて助成を行う。					
具体的要件	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大洲市に住所を有する経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ・基幹作と対象者が異なっても助成可能 <p>○対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大洲市に所在する経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 <p>○対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦、飼料作物(二毛作) <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主食用米若しくは飼料用米と対象作物又は対象作物同士の組合せによる二毛作であること ・通常の収穫を上げるのに必要な栽植密度があり、通常の肥培管理を行っていること ・麦は、実需者等との出荷契約又は販売契約を締結していること ・飼料作物は、実需者等との利用供給協定の締結又は自家利用計画を策定していること ・麦において、自家加工販売や直売所での販売を予定する場合は、自家加工販売計画書兼出荷・販売報告書を提出すること 					
取組の 確認方法	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の作付け、販売状況が分かる書類等 <p>○対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳等との照合 <p>○対象作物、その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認 ・契約書、農作業日誌等 ・麦において、自家加工販売や直売所での販売する場合は、自家加工販売計画書兼出荷・販売報告書 ・作業受託の場合は、農作業受委託契約書の写し 					
成果等の 確認方法	<p>支払対象面積を集計 令和7年度普及率実績の算定方法:二毛作を行っている面積2,391.00a÷市内全水稲作付面積51,453.99a=4.6%</p>					
備考	・支援年限は設定していない					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和7年度の目標の記載は不要です。

令和8年度 大洲市農業再生協議会会員名簿

No.	所 属 役 職	氏 名	備 考
1	愛媛たいき農業協同組合 営農部長	たけだ しゅうじ 武 田 修 治	会 長
2	大洲市農林水産部長	こうの ひでとも 河 野 秀 伴	副会長
3	愛媛たいき農業協同組合 米麦生産出荷協議会長	ふじもと ひろし 藤 本 浩 志	
4	大洲市農業委員会会長	こうの のりよし 幸 野 登 吉	
5	大洲市農業委員 (長浜地区運営委員)	おおもと あきひろ 大 本 昭 裕	
6	大洲市農業委員 (肱川・河辺地区運営委員)	さか みきよし 坂 幹 幸	
7	大洲市農地利用最適化推進委員 (女性委員)	ほそい としえ 細 井 敏 江	
8	愛媛県農業共済組合 伊予出張所長	まつおか こうじ 松 岡 浩 二	監 事
9	大洲市認定農業者連絡協議会長	ふじもと ひろし 藤 本 浩 志	
10	大洲市青年農業者協議会長	こうの まさひろ 幸 野 将 大	
11	愛媛たいき農業協同組合 女性部長	はしもと せいこ 橋 本 誠 子	監 事
12	有識者	かとう ゆきこ 加 藤 由 希 子	
	農林水産省中国四国農政局愛媛県拠点 地方参事官室 総括農政推進官	さかもと まさのぶ 坂 本 正 延	オブザーバー
	農林水産省中国四国農政局愛媛県拠点 地方参事官室 行政専門員	ひがしの みつお 東 野 光 夫	オブザーバー
	愛媛県南予地方局農林水産振興部 八幡浜支局地域農業育成室 大洲農業指導班専門員	うすざか しんじ 臼 坂 信 二	オブザーバー